

## 行政サービスに対する受益者負担のあり方について

### 1 趣 旨

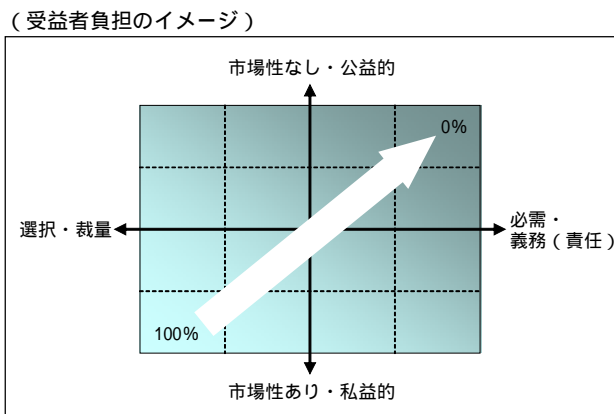
持続可能な行政運営を図るため本市の財政構造の見直しが求められる中、本市が提供する行政サービスに対する受益者の負担について、統一的な基準の策定に向け取り組みを進めている。

この統一的な基準の策定にあたっては、サービス提供に要するコストを明らかにするとともに、前提となる「市民と行政の関係のあり方」についてあらためて検討し、市民の合意を得ながら進めていく必要があることから、行政サービスに対する受益者負担のあり方について、長野市行政改革推進審議会に審議をお願いするもの。

### 2 審議期間 平成19年11月～20年3月頃まで

### 3 受益者負担の基本的な考え方

行政サービスのコスト（原価） × 行政サービスの類型による負担割合



受益者負担の基準は、事務事業のコスト及び受益者負担の現状等の調査結果を踏まえ、市が税（公費）で全額負担すべき領域と、受益者に一定割合の負担を求める領域に区分するとともに、負担を求める領域については、市の義務・裁量、市場性・公益・私益の度合い、受益者に負担を求める費用等を考慮し、段階的に設定する。

### 4 これまでの取り組み

#### (1) 行政サービスの類型化

18年10月～19年2月 行政改革推進局において全歳出事業の区分整理・対象抽出、事業の類型化及び位置付けの整理

19年2～4月 各事業所管課での類型確認、行政改革推進局での取りまとめ

#### (2) コスト算出

19年7～10月 各事業所管課においてサービス提供に要するコストを、施設減価償却費を含め、統一した算定基準に基づき算出、行政改革推進局での取りまとめ

算出事業 256事業（別紙「事務事業・施設管理運営コスト計算書総括表」のとおり）

### 5 受益者負担の見直しスケジュール

(1) 行政改革推進審議会から平成20年3月までに答申を受けるとともに、20年4月にパブリックコメントを実施して広く市民から意見を募集し、これらを踏まえ20年5月末までに市の統一的な基準を策定

(2) 基準策定後、各所管課において見直しを検討し、実施可能なものから順次実施